

先発医薬品をご希望される患者様へ

長期収載品にかかる選定療養費のお知らせ

令和6年10月1日から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方をご希望された場合、特別の料金(選定療養費)として自己負担が発生します。

ただし、下記については選定療養費は発生せず、引き続き保険給付の対象となります。

- ◆ 医師が医療上の必要性があると認められる場合
- ◆ 後発医薬品を提供する事が困難な場合

先発医薬品をご希望の場合は医師にご相談ください

- * 先発医薬品と後発医薬品の最高価格帯との差額の4分の1相当が保険給付の対象外となり、選定療養費として自己負担となります。

ご理解の程、よろしく願いいたします。